

要求仕様書

(仮想端末基盤の賃貸借及び保守)

令和8年4月

長崎県総務部スマート県庁推進課

1. 調達に係る基本事項

(1) 本調達の目的

本件は、総務省の示すネットワーク強靱化対策の一つであるネットワーク分離の原則に従い、LGWAN セグメントに設置する事務用パソコンから、安全にインターネットへアクセスするために導入した「仮想端末基盤（インターネット用分離環境）」を更新するために必要となる仮想端末基盤機器等一式の賃貸借及び設置・設定作業を実施するものである。

(2) 賃貸借期間

令和9年3月1日から令和14年2月28日まで（60か月）

※令和9年2月26日（金）までに納入・正常動作確認を完了し、運用可能な状態とすること。

※落札決定後直ちに納入スケジュールを作成し、担当者の承認を得ること。

(3) 納入場所

長崎県庁本庁舎（長崎県長崎市尾上町3-1）

(4) 調達に係る費用の支払いについて

調達に係る費用は60回（5年×12回）に分けて、賃貸借期間開始となる令和9年3月の翌月から受託者の請求により支払うものとする。ただし、3回分をまとめて（四半期分をその翌月に）、又は6回分をまとめて（半年分をその翌月に）請求することができる。県は適法な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

2. 調達範囲

(1) 本仕様書に記載する仮想端末基盤構築に必要な機器及びソフトウェア等（以下「機器等」という。）の調達。

(2) 上記(1)で記載した機器等の搬入・設置及び設定作業（以下、「納入作業」という。）。

(3) 上記(1)で記載した機器等の保守及び問合せ対応。

(4) スマート県庁推進課及びICTサービスセンターへ運用のための説明会を開催すること。

(5) 一般ユーザー向けの利用マニュアルを作成すること。なお、マニュアルの内容については、県と協議のうえ作成すること。

3. 積算要件

別紙 1 に掲げる機器等を 60 か月間賃貸借する場合の費用及び機器等搬入・設置・設定作業、機器等の保守作業に要する費用の総額を入札金額とする。

項目	含まれるもの	参照先
機器等の調達、搬入、設置、設定作業	<ul style="list-style-type: none"> ・機器等の費用 ・機器等の搬入・設置・設定費用 (ケーブルその他消耗品を含む) ・機器設置後の動作確認費用 ・作業関係者との調整費用 <ul style="list-style-type: none"> ● 県（県の委託事業者を含む） ● ICT サービスセンター（長崎県庁情報基盤運用サービス業務委託業者） ・書類等作成費用 ・契約満了後の機器等の撤去及び機器等に保存されたデータの消去費用 	本仕様書及び別紙 1
リース料率	・ 応札者が設定する料率	(任意の率)
保守料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間におけるソフトウェアの使用権 ・ 機器等に関する問合せ、支援業務、障害対応等の費用 <p>※機器等については、信頼性を確保するため必ずメーカー若しくはメーカーの指定する業者と正規保守契約を締結すること。</p>	本仕様書及び別紙 1

4. 機器等の仕様及び性能に関する条件

- (1) 機器等の構成及び仕様は、別紙 1 のとおりとする。
 なお、別紙 1 表中の仕様欄に記載した数値や数量は、特に表記する場合を除き、当該装置 1 台あたりの要求数を記載している。
- (2) ハードウェアの機種及びソフトウェアのバージョンについては、特に指定のない限り、最新の機種又はバージョンのものを選択すること。
- (3) 機器等の設置に伴い必要となる物品及び消耗品については、本仕様書の記載の有無に関わらず受注者が提供すること。
- (4) ライセンス数については、ソフトウェアの著作権保持者の指定に抵触しないこと。
- (5) 別紙 1 に記載する要件は、「これを満たすもの」と解釈すること。
- (6) 予定している賃貸借期間中にサポート期間の終了が予定されていないハードウェア・ソフトウェアを選定すること。
- (7) 200V 電源を使用する場合、県が提供可能な 200V 電源は、「200V 30A」2 系統である。なお、電源負荷を考慮し、通常運用時は 1 系統あたり 20A 程度となるよう設計すること。提供可能なコンセント数は、1 系統あたり 6 個である。

(8) 製品選定にあたり、次の事項は必須機能とする。

①インターネット用分離環境を実現するアプリケーションについて

(用語の定義 ローカル=LWAN系、分離環境=インターネット系、URLリダイレクト=ローカル Edge のアドレスバーに入力・実行された URL を、分離環境 Edge のアドレスバーに転送し、分離環境側で当該 URL を実行する仕組み。)

- ・「ローカル Edge」から「分離環境 Edge」への URL リダイレクトが可能なこと。
なお、ローカル IP アドレスやイントラネット URL 等県が指定する IP アドレスや URL は URL リダイレクトさせないこととし、県から指定がない URL は URL リダイレクトさせること。
- ・特定の URL に限り「分離環境 Edge」から「ローカル Edge」への URL リダイレクトが可能なこと。
- ・ローカルから分離環境へのコピー&ペーストが制限可能なこと。
- ・クライアント証明書を利用したサイトが利用可能なこと。
(銀行系 WEB サイト等)
- ・ローカルの web カメラ、マイク・スピーカーを分離環境で利用可能なこと。
- ・Zoom (Web 版) 利用が可能であり、ローカルの web カメラ、マイク・スピーカーが利用可能なこと。
- ・Zoom (Web 版) 利用のためのインターネット通信は、全て分離環境で完結すること (ローカルからの通信は一切認めない。)
- ・ローカルに設置された複合機やプリンタにより印刷が可能なこと。
- ・Web プロキシサーバにより、通信先の制御が可能なこと。
- ・県が指定する時間経過後、強制的にセッション切断が行えること。
- ・インターネット接続を 1,600 人が同時利用可能であり、かつ、Zoom (web 版) を 100 人同時利用可能なこと。
- ・シングルサインオンが可能なこと。(ローカルのユーザーを引き継ぎ、分離環境で改めてログイン操作をすることなく利用可能なこと。)
- ・6,000 人以上が利用可能なこと (上記のとおり同時接続は最大 1,600 人)。
- ・分離環境にアクティブディレクトリサーバ (以下、「AD」と記載。) を構築し、ユーザー認証に当該 AD が利用可能なこと (ローカルにある AD と、分離環境にある AD が信頼関係等により連携することを想定)。
- ・Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Adobe Acrobat DC、LibreOffice が利用可能なこと。

- ②ファイル無害化について
- ・分離環境でダウンロードしたファイルは、分離環境からファイルアップロード処理等することなく、無害化されたファイルが、ローカルから取り出し可能な所定フォルダへ保存できること。
 - ・分離環境でダウンロードしたファイルは、利用ユーザー自らの操作により、無害化前のファイルが取り出し可能であること。保存期間は1日程度を想定するが、具体的な保存期間やデータ容量は県と協議の上決定すること。
- (9) 現行分離環境において、原因不明のファイルサーバ遅延により分離環境へ接続できなくなる事象が不定期に発生しており、運用上の大きな課題となっている。そのため、今期に調達する機器については、将来的な拡張性を十分に考慮した上で、以下の項目について適切に設計すること。
- ①ファイルサーバ構成
 - ②ユーザープロファイル管理方式
 - ③システム全体のパフォーマンス要件
 - ④1ユーザーあたりのストレージクォータ設定
- これらを踏まえ、安定した運用を実現できる設計とすること。

5. 機器等の納入作業に関する仕様及び条件

- (1) 納入作業については、関係する事項に従い、1(2)に記載する納入期限までに完了し、機器等及び7(2)に記載する成果品を県に引き渡すこと。
- (2) 納入作業に当たっては、県（ICTサービスセンターを含む）の指示に基づき作業を実施すること。
- (3) 納入作業完了後において、県からの機器等に関する問合せに対し、速やかに対応できる体制を整えること。
- (4) 納入作業に従事する業務責任者、担当者を事前に書面により報告することとし、本仕様書に定める作業内容を十分に理解し実施するために必要な能力を有する要員を配置すること。
- (5) 保守やライセンス等の登録が必要なものについては、県の指示に従い登録申請作業を行うこと。
- (6) 機器等設置後、不要となった空箱等の搬入材は速やかに撤去すること。
- (7) 機器等の引渡し前に、機器等について生じた損害その他納入作業に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担すること。ただし、その損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担するものとする。
- (8) 納入作業について第三者（県の委託事業者を含む）に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償すること。ただし、その損害のうち県の責めにきずべき事由により生じたものについては、県が負担するものとする。
- (9) 受注者は、引渡し完了後において機器等に不具合が生じたときは、原因を特定するための切り分け作業に応じること。「切り分け作業」とは、不具合の原因が納

入する機器等にあるか、調達範囲外の事象に起因するものであるかの判別を行うものである。

- (10) 引渡し完了後においても、期待する機能を完全に実装していないなど、動作に問題があり機器等の設定見直しが発生した場合は、原因の所在に関わらず再設定作業について協力すること。
- (11) 機器等が所定の性能を満たしていないと県が判断した場合は、引渡し完了後においても随時チューニング作業を行うこと。
- (12) 機器等の運用に必要な運用手順書を作成すること。
- (13) 引渡し完了後、県及び ICT サービスセンターに対し、機器等に関する説明を行うこと。
- (14) 令和 9 年 2 月から、本番稼働を前提としたテスト運用を開始すること。
※テスト運用は全職員が利用することを想定しているため、テスト運用開始時点で納品時と同等の設定等を完了しておくこと。また、テスト運用において発生した課題については、納品時まで全て解消すること。なお、テスト運用開始後にシステム停止を伴う設定変更等を実施する場合は、県と協議のうえ、勤務時間外に実施すること。
- (15) 一般ユーザー向けの利用マニュアルは、テスト運用開始までに初版を作成し、県担当者に内容確認を行うこと。
- (16) 4 (8) に記載の事項が全て利用可能な状態で納入すること。

6. 保守に関する条件

- (1) 保守については、別紙 1 「5. 保守要件」の記載に従い納入作業完了後、賃貸借期間終了まで装置等の保守及び技術サポートを実施すること。また、保守および技術サポートの提供にあたり、機器等のバージョンアップが必要となる場合は、速やかに県へ情報提供を行うこと。
- (2) 機器等設置後から賃貸借期間開始日までの間は、受託者が責任をもって、機器等一式にかかる障害対応および賃貸借期間における保守サービスに相当する対応をおこなうこと。
- (3) 納入後から賃貸借期間満了までの間においては、県からの指示、問合せに対応すること。

7. 提出物等に関する事項

(1) 事前提出資料

次の項目について、契約後速やかに印刷物各1部を提出すること。

- ①納入作業予定表
- ②作業・納入体制図

(2) 成果品

以下に示す資料を電子媒体（DVD-R等）1部及び印刷物各2部（原本1部・複製1部）を提出すること。なお、電子媒体に格納するファイルは、Microsoft Office（Word/Excel/Visio/PowerPoint）で編集可能なファイル形式とすること。ただし、左記ファイル形式での提出が困難な場合は、PDFファイルによる提出も可とする。

※電子媒体はファイナライズしたものを納品すること。

令和9年2月26日（金）までに納品すること。

- ①納品物一覧表
- ②機器明細一覧表
- ③基本設計書
- ④物理構成図
- ⑤論理構成図
- ⑥アカウント・パスワード一覧
- ⑦セグメント・IPアドレス一覧
- ⑧ラック搭載図
- ⑨ケーブル結線表
- ⑩設定パラメータシート
- ⑪保守連絡先一覧表（サポート窓口一覧等）
- ⑫動作試験結果報告書
- ⑬運用操作手順書（各種システムへのログイン方法や操作手順等日常運用に必要な手順書）
- ⑭一般ユーザー用利用マニュアル
- ⑮その他県が指示するもの

8. 検収

- (1) 県の担当者による検収に合格したときをもって、機器等の納入作業完了とみなす。なお、検収時以外にも、県が作業の進捗状況や実施状況について確認・報告を求めた場合には、真摯に対応すること。
- (2) 検収に要する経費及び人員等は受注者の負担とする。
- (3) 検収後においても、機器等に瑕疵が発見された場合は、受注者の責任により速やかに良品と交換すること。

9. 作業上の注意事項

(1) 機密の保持

受注者は、いかなる場合においても本契約の履行中に知り得た情報を他に漏えいしてはならない。なお、受注者の責めにより情報の外部漏えいが起きた場合、受注者はその損害に対して賠償しなければならない。

(2) 再委託の禁止又は制限

受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により、事前に県の承諾を得た時にはこの限りではない。

10. 契約に関する事項

(1) 契約締結は、落札決定の日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に行うこと。また、契約締結後、速やかに7(1)に示す事前提出資料を提出し、県の担当者の承認を得なければならない。

(2) 機器等の稼働については、メーカーの如何に関わらず、受注者が責任を負わなければならない。

(3) 受注者の責めに帰することができない事由により期限内に物品を納入することができないときは、以下の条件を満たした場合にのみ、受注者の申請により県の承諾を得て納期を延長することができるものとする。

(条件)

- ・ 入札説明書で定める機能証明書提出時に、納品予定の機器のメーカー作成した納期に関するレポートを県に提出していること。なお、メーカーとしてその当時の納期を回答する立場として責任がある者が作成していること。
- ・ 上記レポートにおいて、機能証明書提出時における納期が、本要求仕様書に定める設置・稼働等のスケジュールに抵触しないことが確認できること。
 - ※ 納品予定の機器メーカーが複数ある場合は、メーカー毎にレポートを作成させ、提出すること。
 - ※ 県が必要と認めた場合は、メーカーが作成したそのレポートの内容について、メーカーに直接確認を行うことがある。

別紙一覧

別紙1 機器等の要求仕様書